

**アスベスト訴訟（英国貴族院判決）**  
**Barker v. Corus (UK) plc and two other cases (Conjoined Appeals)**  
**House of Lords [2006] UKHL 20 (3 May 2006)**

2006年8月22日  
安藤 誠二

**判決の背景：**

近年ネグリジェンス不法行為法特に因果関係論について、判例法の展開が著しい。マッギー事件(*McGhee v. National Coal Board* [1973] 1 WLR 1)に始まり、ウィルシャー事件(*Wilsher v. Essex Area Health Authority* [1988] AC 1074)、フェアチャイルド事件(*Fairchild v. Glenhaven Funeral Services Ltd.* [2002] UKHL 22)、グレッグ事件(*Gregg v. Scott* [2005] UKHL 2)を経て、本件のバーカー事件に至る。

ネグリジェンス不法行為(tort of negligence)に対して損害賠償金の救済(remedy in damages)を得るためには、被告が原告に対して注意義務(duty of care)を負っていたこと、被告がその注意義務に違反(breach)したこと、及びその注意義務違反が原告の請求する損害の原因となったこと(causation and consequential damage)を、原告は証明しなければならない。

さらに、ネグリジェンス不法行為訴訟に於ける標準的原則によれば、原告は、被告の行為が損害の原因であったことを、「被告の行為がなければ損害が発生しなかったであろう」との判断によって、蓋然性から証明しなければならない。この因果関係の要件を「無かりせば」基準("but for" test)という。

ところが、アスベスト訴訟に於いては、この因果関係の証明が容易ではない。

アスベスト繊維が中皮腫(mesothelioma)を起こすメカニズムに関する科学的知見の現水準からは、複数の甚大なアスベスト源に曝された原告が、何れかのアスベスト源責任者に対して、標準的基準に従った因果関係を証明することは不可能と言ってよい。(アスベスト繊維1本が発症の原因となり、その後接触するアスベスト繊維は、発症に無関係であるとさえいわれる。)

そこで、フェアチャイルド事件貴族院判決(*Fairchild v. Glenhaven Funeral Services Ltd.* [2002] UKHL 22)は、不当な結果を回避するため、被告の行為と損害の間に存在する因果の連鎖につき、例外的且つ柔軟的基準を適用した。即ち、その判決によれば、複数の雇用主または施設占有者が発する多量のアスベスト粉塵に、異なる時期に、不法に曝された後、中皮腫を発症した労働者は、いつどこで曝された粉塵が病気の原因であるか証明できなくとも、任意の雇用主・施設占有者に対して、連帯責任(joint and several liability)で、訴えることができる。被告となった雇用主・施設占有者は他の雇用主・施設占有者に対して損害分担(contribution)を請求することになる。

しかしこの例外的要件緩和が無制限に拡大し、標準的基準が飲み込まれる事態となることに判決に關与した法官貴族(Law Lords)は一様に懸念を表明した。(堤防に亀裂が生じると、海水が殺到して裂け目が広がる。)

ビンガム卿(Lord Bingham of Cornhill)は、例外的基準の限界について、次の定式を示した。

- (1) C が、異なる時期に、異なる期間、A と B に雇用され、
- (2) アスベスト粉塵を(もし吸い込めば)中皮腫の原因となる危険が知られているため、C がアスベスト粉塵を吸い込まぬよう合理的注意を払い、且つ実施可能な全ての手段を執る義務を、A と B が共に負い、
- (3) A と B が共に、この C に関する義務をそれぞれの C 雇用期間中に破り、その結果、C がアスベスト粉塵を多量に吸い込み、
- (4) C が中皮腫を発症したことが判明し、
- (5) C が中皮腫を発症した原因として、就業中にアスベスト粉塵を吸い込んだ以外の理由が事実上度外視でき、
- (6) 中皮腫の原因となったアスベスト粉塵を吸い込んだ時期が、A の雇用期間中であつたか、または B の雇用期間中であつたか、あるいは A と B を合わせた雇用期間であつたか、(人類科学の現下の制約故に) C が蓋然性によって証明できない。

上記 6 要件が満たされるときに例外が適用され、それ以外の事例では、因果関係の要件緩和は認められない。

本件上訴事件 3 件は、フェアチャイルド判決が決定しなかつた二つの重要な問題を提起している。

第一は、フェアチャイルド例外の限界は何か? である。同事件では、原因物質(アスベスト粉塵)は同一であり、原告は全て雇用期間中に粉塵に曝され、発症原因となつたであろう粉塵接触が雇用者・施設占有者の義務違反に関わり、そして只一つの義務違反が原因であつたとしても、科学がそれを特定できなかつた。例外適用には、この要素全てが不可欠であるのか?

第二は責任の範囲(乃至種類)である。フェアチャイルド例外で有責となる何れの被告(any defendant)も発症原因を作出したと見なされる(deemed to have caused the disease)のか? 伝統的原則によれば、損害を実際に作出した全ての被告は連帯責任を負わなければならない。それとも、フェアチャイルド事件の各被告(a defendant)が原因となつた損害は、原告が将来発症する危険の作出(creation of risk)であるのか? その場合には、各被告は原告発症の全危険(顕在化した危険)に対し応分の責任分担(aliquot contribution)をすることになる。

バーカー事件では、この二つの問題が現出した。バーカーはアスベスト関連の中皮種で 1996 年に死亡したが、就労経歴中多量のアスベスト粉塵に接触する期間が 3 度あつた。第一回が 1958 年の 6 週間 GR 社に就労したとき、第二回が 1962 年に 7 ヶ月間 CO 社に就労したとき、第三回が 1968 年から 1978 年にかけて 3 度短期間に自営の左官業を

行っていたときである。最初の二回は雇用主の義務違反の結果であり、最後はバーカーが自身の安全につき相当の注意を怠った結果である。したがって、フェアチャイルド事件の事実関係と異なり、発症原因となったであろう粉塵接触の全てが、原告に対する義務違反であり、または被告の管理下にあったとはいえない。最初の問題は、これによってフェアチャイルド例外の適用外となるかどうかである。そしてもし適用となるなら、第二の問題、即ち、CO社はバーカーの遺産継承人及び扶養家族が被った損害全額に対して責任を負うのか、それともバーカーが中皮種を発症する顕在化した危険に応分の責任を分担するのかが、持ち上がる。第一審モーゼス判事(Moses J.)は、本事件がフェアチャイルド例外の範囲内にあること、CO社はGR社と共に連帯責任を負うこと、及びバーカー自営期間中の寄与過失分20%を減額することを、決定した。GR社は破産し、その保険者も判明しないため、CO社は分担責任額を全く回収できない。控訴院は、両問題について、モーゼス判事と見解を一にした。(Kay, Keene and Wall L.JJ. *Barker v. Saint-Gobain Pipelines plc* [2004] EWCA Civ 545)

他の併合上訴2件については、アスベスト粉塵接触が雇用主または施設占有者が負う義務の違反であるため、事件がフェアチャイルド例外の範囲内にあることに争いはない。スミス・ドック事件では、原告のパターソンは2002年に死亡したが、就労経歴中SD社、VA社、SH社、HL社4雇用主の義務違反により常時アスベスト粉塵に接触していた。SH社、HL社の2社は、破産しその保険者も破産しているが、粉塵接触の期間は両社で83.22%を占める。SD社、VA社の2社は、残りの期間につき、ほぼ同等の割合を占める。ここでの問題は、それにも拘わらず、両社は全損害に対し連帯して責任を負うかどうかである。次のマレー事件では、マレーは1999年に死亡したが、就労経歴の殆ど全ての年数を多数の雇用主の下造船所で働き、アスベスト粉塵に接触した。併合された5被告の下での就労期間は全粉塵接触期間の42.5%を占めた。他の雇用主は破産し、保険もない。ここでも問題は、支払い能力のある被告が損害の全金額に対して連帯責任を負うべきかどうかである。両事件について、第一審判事と控訴院はバーカー事件判決に従い、被告に全損害金に付き連帯責任があると判断した。

#### 貴族院判決：

貴族院の結論は、バーカー事件について、フェアチャイルド例外が適用されること(全法官貴族合意)併合上訴された全事件について、被告が発症危険に対して寄与した相対的割合にしたがって責任を配分されること(4対1の多数意見により)であった。

#### 第一の問題、フェアチャイルド例外の限界について：

厳格な「無かりせば」因果関係基準が緩和される事情のあり得ることを認識したフェアチャイルド事件の貴族院は、貴族院先例マッギー事件判決(McGhee v. National Coal Board [1973] 1 WLR 1)を承認して本件に適用した。

マッギー事件では、原告は煉瓦窯で短期間働いた後皮膚炎を発症した。可能性として二つの原因が考えられた。就労時間内に煉瓦粉塵が肌に付着したこと(これには注意

義務違反がない)と帰宅時間中も煉瓦粉塵が肌に付着していたこと(雇用主がシャワーを提供していれば粉塵は洗い流せたはず)であった。危険源の一つが不法行為を構成する義務違反であり、他の危険源がそうでなくても、貴族院は、原告の請求を認めた。

バーカー事件で先導判決を下したホフマン卿(Lord Hoffmann)は、全ての潜在的損害原因が不法行為を構成しなくとも、フェアチャイルド例外が適用されることをひとたび認めた以上、不法行為とならない危険源が何れかの不法行為者によって作出されることを必要条件とするのは論理に合わないものと、判断した。換言すれば、粉塵接触がバーカーが自営業を行っていたときに発生し、しかも自己の安全に相当の注意を怠っていたとしても、フェアチャイルド例外は適用される。

しかしながら、別個の作用因が潜在的原因であるときは、問題が異なる。ウィルシャー事件(Wilsher v. Essex Area Health Authority [1978] QB 730)では、或る眼症状が、患者に過度の酸素を不注意に与えたこと、またはその他多くの原因に起因するとされた。同事件の控訴院と貴族院は、マッギー原則の適用を拒否し、フェアチャイルド事件の法官貴族も、それが正しい決定であると賛成している。症状を発生させた原因として過度の酸素が他の諸要因の何れかより発生率が高い(more likely)ことを示す証拠は無かった。

ホフマン卿も同一の解決手法を執った。もし原告が異種のアスベスト粉塵(または同様に作用する他の原因物質であっても)に接触した後中皮腫を発症したのであれば、フェアチャイルド例外は適用されるであろう。しかし、アスベストに接触して発症した肺ガンか、それとも喫煙が原因の肺ガンか、何れが原因物質として発生率が高いか証明できないときには、フェアチャイルド例外は適用されないであろう。スコット卿もこれに同意して、そのような場合に、各特定原因物質からの結果に危険割合を配分することは、「全く不可能で、過度に作為的」(well nigh impossible and highly artificial)であろうと補足意見を述べた。

## 第二の問題、責任の範囲(乃至種類)について：

バーカー事件で、第一審裁判官と控訴院は、被告雇用主は原告の発症する危険に各々実質的に寄与しているため、責任決定の目的では、各自が病を発症させたと見なすべきであるから、フェアチャイルド状況の下では、各雇用主が原告に対し連帯責任を負うとの前提で審理を進めた。

中皮腫は、何れか特定のアスベスト接触が発症原因であると証明できないという意味から、「不可分の」(indivisible)傷病である。一期間の接触によって部分的に発症し、他の接触によって病が更に悪化する石綿症(asbestosis)と異なり、中皮腫は只一度の接触で発症する。

傷病が不可分であるときは、傷病の主因となる行為を行った不法行為者は、原告の損害全額を補償する責任がある。(Dingle v. Associated Newspapers Limited [1961] 2 QB

162) 不法行為者相互の間で損害の分担請求が発生するとしても、それは原告に無関係の事柄である。

しかしながら、貴族院の多数意見は完全に異なる解釈手法を用いた。その見解によれば、フェアチャイルド例外における責任の基礎は、原告にアスベストを接触させた或る被告が実際に中皮腫を発症させ、または発症に実質的に寄与したと見なすことではなく、被告の違反が、原告発症の危険を実質的に増大させたことである。

この解釈手法は、原告が実際に中皮腫を発症したフェアフィールド状況の下においてのみ適用されることを、多数意見は注意深く強調した。ファイフィールド除外の適用外事例に於いては、不利な結果への危険増大は訴訟原因となる損害ではない。(Gregg v. Scott [2005] UK HL 2)

もし責任の基礎が、原告の中皮腫発症の危険を不法に作出し、それにより原告が実際に発症したことにあるなら、損害は危険の作出であり、病気自体ではない。危険の不法な作出は、病気が不可分であっても、「可分の」(divisible)の損害である。従って、責任は、被告が危険に寄与した程度に応じて配分することができる。

#### 公平問題：

このように配分への扉を開く方法により損害を性格付けるのは公平であろうか？

ファイフィールド例外は、原告に救済を全く与えない代替策が不公正と考えられたため、考案された。しかし、原告が、ファイフィールド例外によって、有責の被告誰からでも全額の補償を受けることができるとして、それが公正の要請に合致するであろうか？一方に於いて、損害に無縁の雇用主がその責任を負わされるかも知れない。他方、被害を受けた人々を、被害から保護すべき義務を怠った雇用主の費用で、補償すべきだとの強力な政策論が存在する。

ホフマン卿の意見によると、病気発症の機会に寄与した相対的程度に応じて責任を配分することは、「連帯責任原則が作り出す正義から粗さを取り除くであろう。」(would smooth the roughness of the justice which a rule of joint and several liability creates.)

もし連帯責任が課せられるとすれば、一人の雇用主が公正な分担額より多く負担することもあり得る。多くの事例に於いて、他の関連する雇用主が所在不明、または破産しているため、損害分担金を回収する機会は少ないか、または皆無である。時日の経過に伴い、原告を危険にさらした割合が小さくとも、所在が明らかで、財力があり、または保険金を得られる減少する一方の雇用主に責任が累進的に課せられることになる。

各被告の危険増大に寄与した程度に応じて責任を配分すれば、この問題を回避できると共に、原告の寄与過失問題をも解決し得る。

各被告の責任を如何に評価するかは、事実審裁判官が担う事実問題である。考慮すべき要因としては、各被告が責任を負うアスベスト粉塵接触の期間であり、粉塵接触の強度であり、場合によっては、関連するアスベストの種類であろう。

従って、併合上訴 3 件について、下級審裁判所が認定した損害賠償金額を破棄し、損害賠償金額を各雇用主の義務違反から生じた危険割合を勘案して再決定するため、請求を各事件毎に高等法院または県裁判所に差し戻す。

### 米国判例との類比：

ホフマン卿は、アメリカの DES 訴訟が採用した「市場占有率法理」(market share doctrine)を類比している。(DES (Diethylstilbestrol)とは、1938 年から 1971 年までの間、妊娠中の婦人に調合された妊娠合併症治療のための一種の合成ホルモンで、生まれた娘が 0.1%の確立で特殊な腺癌や胸部癌を発症する。母親の DES 服用時に胎内にあり出生した娘や孫娘には流産や早産の危険がある。) DES は中皮腫に似て不法行為 (DES の製造・販売) から損害発生(娘の成人後発症)までの経過期間 (25 ~ 35 年) が長い。

代表的判例には、カリフォルニア州最高裁のシンデル事件 (Sindell v. Abbott Laboratories (1980) 607 P 2d 924)、ブラウン事件 (Brown v. Superior Court (1988) 751 P 2d 470)、及びニュー・ヨーク州最高裁のハイモウウィッツ事件 (Hymowitz v. Eli Lilly & Co. (1980) NE 2d 1069)がある。

これらの事件では、DES が販売された 24 年間に市場には 300 社の DES 製造者が存在したため、母親が服用した特定の DES 薬品 (無数の商品名があった) の製造者が誰であるか証明することは不可能であった。カリフォルニア州最高裁とニュー・ヨーク州最高裁は、責任を市場占有率によって配分した。つまり、被告は自己の製造した DES が傷害の原因となった危険(chance)に対して責任を負うとされた。(原告は立証責任を免れる一方、原告は連帯責任を課せられない。)ハイモウウィッツ事件判決でワクトラー首席裁判官(Wachtler CJ)は、次のように述べている。

"We hold that the liability of DES producers is several only, and should not be inflated when all the participants in the market are not before the court in a particular case. We understand that, as a practical matter, this will prevent some plaintiffs from recovering 100% of their damages. However, we eschewed exculpation to prevent the fortuitous avoidance of liability, and thus, equitably, we decline to unleash the same forces to increase a defendant's liability beyond its fair share or responsibility." (at p 1078)

### 反対意見：

配分に反対意見を述べたロジャー卿(Lord Rodger)は、同僚法官貴族がマッギー事件判決とフェアチャイルド事件判決を解釈したのではなく、書き換えたとは非難した。貴族院が本事件で採用した分析は、「フェアチャイルド例外を人体傷害法の他の分野では利用を禁じてきた多くの規則が適用される孤立した領域に変え、法の不整合性を最大化させかねない。」(will tend to maximize the inconsistencies in the law by turning the Fairchild

exception into the enclave where a number of rules apply which have been rejected for use elsewhere in the law of personal injuries.) 配分は、結局のところ、通常なら原告の損失に対して支払われるべき損害賠償金の僅かな一部しか原告に与えないことを意味する。「原告を犠牲にして不法行為者とその保険者に救命索を投げ入れることが、議会ではなく、裁判所に相応しいなど小職には理解できない。」(The desirability of the courts, rather than Parliament, throwing this lifeline to the wrongdoers and their insurers at the expense of claimants is not obvious to me.)

以 上